

議第 84 号

下呂市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

気象庁が使用する基準に合わせて文言を訂正するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市火入れに関する条例の一部を改正する条例

下呂市火入れに関する条例（平成16年下呂市条例第127号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（許可の申請） 第2条 森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の7日前までに、<u>規則に定める方法により市長に申請</u>しなければならない。	（許可の申請） 第2条 森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の7日前までに、<u>様式第1号による申請書2通に、次に掲げる書類を添え、市長に提出</u>しなければならない。 （1） <u>火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図</u> （2） <u>火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書</u> （3） <u>申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し</u> 2 <u>申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に明示しなければならない。</u> （許可証の交付等） 第4条 市長は、火入れの許可をするときは、<u>森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した様式</u>

改 正 後	改 正 前
	<u>第2号による許可証（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。</u> <u>2 市長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。</u>
第4条～第7条 （略）	第5条～第8条 （略） <u>（火入許可証の返納）</u> <u>第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに市長に火入許可証を返納しなければならない。</u>
第8条～第11条 （略） （火入れの中止） <u>第12条 火入者又は火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発表された場合には、火入れを行ってはならない。</u> 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は前項に規定する注意報若しくは警報が発表されたときには、速やかに消火しなければならない。	第10条～第13条 （略） （火入れの中止） <u>第14条 火入者又は火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</u> 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。
第13条・第14条 （略） <u>（委任）</u> <u>第15条 この条例の施行について必要な事項</u>	第15条・第16条 （略）

改正後	改正前
<u>は、規則で定める。</u>	

様式第1号（第2条関係）

火入許可申請書

年 月 日

下呂市長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊟

次のように火入れを行いたいので許可されたく「下呂市火入れに関する条例」第2条の規定により申請します。

火 入 地	所 在 地	
	所 有 者 (管理者)	
	地 種 区 分	保安林 ()、普通林、原野、その他 ()
	所 有 区 分	国有地 ()、公有地 ()、私有地
	面 積	総面積 ha
火 入 れ 期 間		年 月 日～ 年 月 日 (日間)
火 入 れ 目 的		1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良
火 入 れ 方 法		
防 火 体 制	火入従事者	男 人、 女 人、 計 人
	防 火 帯	延長 m、 幅員 m
	器 具	鋸、鉋、鎌、スコップ、火たたき、チェーンソー、水のう付手動ポンプ
火 入 責 任 者		
備 考	(添付書類 通)	

(注)

1 保安林の () の中には保安林種を記入

2 その他の () には土地現況を記入

3 所有区分の () には所有形態の細分（部分林、部落有林、社寺有林等）を記入

様式第2号（第4条関係）

火入許可証

年 月 日

許可番号 号

申請人 様

下呂市長 印

月 日付け申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。

火入場所	
面積	総面積 ha
目的	
期間	年 月 日～ 年 月 日（日間）
火入責任者	
指示事項	
備考	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市火入れに関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

気象庁が使用する基準に合わせて文言を訂正するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 申請方法等の詳細な手続き及び様式を規則に委任します。

(第2条、改正前第4条、改正前第9条、第15条、様式第1号、様式第2号関係)

(2) 気象庁の基準に準じ、文言を改めます。

(第12条関係)

(3) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)